

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第51号

鳥取県建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（履行遅滞の場合における損害金） 第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相應する請負代金の額を控除した額につき、<u>遅延日数に応じ、年3.6パーセントの割合</u>で計算して得た額とする。</p>	<p>（履行遅滞の場合における損害金） 第58条の2 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金の額から工事の出来形部分に相應する請負代金の額を控除した額につき、<u>遅延日数に応じ、年3.7パーセントの割合</u>で計算して得た額とする。</p>
<p>（請負代金の支払） 第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、<u>未支払金額につき、年3.6パーセントの割合</u>で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、<u>検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日</u>において満了したものとみなす。</p>	<p>（請負代金の支払） 第59条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 請負者は、知事がその責めに帰すべき事由により前項の期間（以下「約定期間」という。）内に請負代金を支払わないときは、その遅延日数に応じ、<u>未支払金額につき、年3.7パーセントの割合</u>で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。この場合において、知事がその責めに帰すべき事由により第52条第1項の期間内に完成検査をしなかったときは、その期限を経過した日から完成検査をした日までの期間の日数（以下「検査遅延日数」という。）は、約定期間の日数から差し引くものとし、<u>検査遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は検査遅延日数が約定期間の日数を超えた日</u>において満了したものとみなす。</p>
<p>（前払金の返還） 第62条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、<u>未返還額につき年3.6パーセントの割</u></p>	<p>（前払金の返還） 第62条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、請負者が第1項の期間内に前2項の規定により返還すべき額を返還しないときは、その遅延日数に応じ、<u>未返還額につき年3.7パーセントの割</u></p>

合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(部分払)

第65条 略

2 略

3 第1項の部分払は、同項の請負代金相当額が請負代金の額の40パーセントを超える場合に限りすることができる。

4 第1項の部分払は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる回数(第60条の規定により前金払をした工事については、当該回数から1回を減じた回数)の範囲内においてしなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 請負代金の額が1,000万円未満の工事 2回

(2)~(4) 略

5 略

(部分払金の請求等)

第66条 略

2 知事は、前項の場合において、請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事出来形部分等確認願を受理した日から14日以内に、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、知事は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

3 請負者は、前項前段の通知を受けた場合において、当該部分払金の支払を請求しようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

4 略

(解除に伴う措置)

第72条 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額に

合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(部分払)

第65条 略

2 略

3 第1項の部分払は、請負代金の額が100万円以上の工事で、同項の請負代金相当額が請負代金の額の40パーセントを超える場合に限りすることができる。

4 第1項の部分払は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる回数(第60条の規定により前金払をした工事については、当該回数から1回を減じた回数)の範囲内においてしなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 請負代金の額が100万円以上1,000万円未満の工事 2回

(2)~(4) 略

5 略

(部分払金の請求等)

第66条 略

2 知事は、前項前段の場合において、請負者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事出来形部分等確認願を受理した日から14日以内に、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を請負者に通知しなければならない。この場合において、知事は、必要があると認められるときは、その理由を請負者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

3 請負者は、前項後段の通知を受けた場合において、当該部分払金の支払を請求しようとするときは、請求書を知事に提出しなければならない。

4 略

(解除に伴う措置)

第72条 略

2 略

3 知事は、第1項の場合において、第60条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第65条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金の額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額に

<p>なお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあっては<u>その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.6パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあっては<u>その余剰額を、それぞれ知事に返還しなければならない</u>。</p> <p>4～8 略</p>	<p>なお余剰があるときは、請負者は、解除が第69条の規定によるときにあっては、<u>その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年3.7パーセント</u>の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第70条又は前条の規定によるときにあっては、<u>その余剰額を知事に返還しなければならない</u>。</p> <p>4～8 略</p>
--	---

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取県建設工事執行規則(以下「新規則」という。)の規定は、この規則の施行の日以後に相手方を決定した請負契約に係る第58条の2第1項の損害金、第59条第3項及び第62条第3項の遅延利息並びに第72条第3項の利息(以下「損害金等」という。)について適用し、同日前に相手方を決定した請負契約に係る損害金等については、なお従前の例による。